

第59回 淡路駅周辺地区土地区画整理審議会 会議要旨

1 日 時 平成25年4月25日（木） 午後2時00分～3時15分

2 場 所 大阪市東淀川区東淡路4丁目15番1号
東淀川区役所出張所1階 第1・2会議室

3 出席者

(委員)

馬場会長、吉川会長代理、青谷委員、大西委員、新崎委員、増田委員、
吉田委員

(施行者 淡路土地区画整理事務所)

西尾所長、相見淡路駅周辺地区調整担当課長、菅原副所長
松浦担当係長、福森担当係長

(事務局 東淀川区役所)

森本総務課長、奥野総務課長代理

4 議 題

- (1) 【諮問第35号】 アーケード設置に必要となる避難通路用地として使用する未指定地の処理方針の改定について
- (2) 会長及び会長代理の選任について
- (3) 平成25年度道路整備等予定箇所について
- (4) 仮換地指定の軽微な変更の報告について
- (5) 仮清算金の徴収について

5 議事要旨

- (1) 諒問第35号について、「アーケード設置に必要となる避難通路用地として使用する未指定地の処理方針」の改定案を諮問し、「原案どおり可」とする答申を得た。
- (2) 互選により会長及び会長代理を選出した。
- (3) 平成25年度道路整備等予定箇所について説明を行った。
- (4) 仮換地指定の軽微な変更について、報告を行った。
- (5) 平成24年度に売却した肩替予定地の売却代金を、仮清算金として徴収したことについて、報告を行った。

6 会議資料

議題	会議資料	会議要旨への添付	備考
1	諮問書（諮問第35号）	○	説明資料
3	平成25年度工事予定箇所図	○	説明資料

※問い合わせ先：都市整備局 淡路土地区画整理事務所
電話番号 06-6320-9461

平成 25 年 4 月 25 日

諮問第 35 号

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区

土地区画整理審議会

諮問事項

「アーケード設置に必要となる避難通路用地
として使用する未指定地の処理方針」
の改定について

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業における
アーケード設置に必要となる避難通路用地として使用する未指定地の処理方針（案）

（趣旨）

第1条 この方針は、大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業（以下「事業」という。）換地設計方針第6附則の規定に基づき、整理後の宅地で仮換地に指定されていないもの（以下「未指定地」という。）のうち、大阪市アーケード連絡協議会が定める「アーケード設置に関する許可取扱要綱実施基準」に定められている設置基準により、道路の全面を覆うアーケードを設置する場合に必要となる消防活動及び避難に使用する未指定地（以下、「避難通路用地」という。）を処理するために必要な事項を定め、もって事業の促進をはかる目的とする。

（避難通路用地として使用する未指定地の処理）

第2条 避難通路用地として使用する未指定地は、「大阪市施行の土地区画整理事業における肩替地等の取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）及び「大阪市施行の土地区画整理事業における肩替地の取扱細目」（以下「取扱細目」という。）に基づき、事業施行地区内の市有地の一部に対し増換地指定をしたのち、大阪市有地（以下「肩替予定地」（換地処分後は「肩替地」）といふ。）として売却処分する。

（避難通路用地の処分方法）

第3条 アーケード設置者からの土地買受申出により、使用用途を避難用通路に限定したうえでアーケード設置者に売払うものとする。

（その他）

第4条 この方針に定められていない事項については、「取扱要綱」及び「取扱細目」によることとし、その他この方針の施行について必要な事項は、別途定めることとする。

附 則

この方針は平成 25 年 1 月 25 日から施行する。

附 則

この方針は平成 25 年 月 日から施行する。

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業

平成 25 年度工事予定箇所

